

氏 名	ソン 孫	イッ ー	ケン 萱
学位(専攻分野)	博 士 (経 済 学)		
学 位 記 番 号	経 博 第 132 号		
学位授与の日付	平 成 14 年 5 月 23 日		
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当		
研究科・専攻	経 済 学 研 究 科 経 済 動 態 分 析 専 攻		
学位論文題目	現代中国の地方財政に関する研究		

論文調査委員 (主 査) 教 授 植 田 和 弘 教 授 上 原 一 慶 教 授 山 本 裕 美

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、改革・開放政策が中国地方財政に与えたインパクトの分析を通じて、中国地方財政の各発展段階における「税源配分」、「事務配分」、「財政調整」、「分権化」過程などの普遍的な性格と特殊な性格を解明し、計画経済から市場経済への転換期における地方財政の構造変化と政府間財政関係の変容過程を分析することで、現代中国における財政改革の歴史性と現代性を明らかにした労作である。同時に、イギリス、日本などの先進国における税財政改革の経験と中国地方財政を対照させ、改革・開放後における国家の役割の変容と経済発展の段階から中国地方財政を評価することで、中国地方財政の近代化の課題とその方向性があわせて考察される。

本論文は6章と補章の全7章で構成されている。

第1章では、日本の地方財政システムと比較対照しながら、現代中国の地方制度、地方財政の予算システム、収支構造を紹介している。市場経済システムへの転換を図っているとはいえ、社会主義を維持している数少ない国の一つとして、中国の地方財政構造は日本などの先進資本主義諸国とはかなり異なっており、日本の地方財政システムとの比較を通じて、中国地方財政の仕組みと構造の基本的特徴が検討される。日本の地方制度が、都道府県と市町村の二層式であるのに対し、中国の地方制度は、四段階の地方政府であるために、適切な事務配分と税源配分を行うことが難しいことが指摘される。また、中国の予算システムは、下級政府は上級政府に対して従属的な立場であること、さらに、政府間財政移転は、政府間の双方向かつ複数のルートを通じた移転であることにその特徴があると指摘される。

第2章では、省レベルの地方政府にあたる中央直轄市天津市の事例を中心に、1978年の改革・開放政策への転換から1994年の「分税制」改革に至るまでの中国の地方財政管理制度改革の経緯を整理した上で、中央政府と省レベル地方政府の財政関係の変化、それに伴う地方財政力の推移が、国有企業改革、価格改革などの諸改革との相互作用に留意しつつ検討される。中国の中央・地方政府間財政関係は中央政府の集権化主義と地方政府の分散化主義という対抗関係の中で展開しており、改革・開放後、地方への権限委譲を中心とした改革が行われてきたが、基本的な傾向は変わっていないことが明らかにされる。

第3章では、1978年の改革・開放から「分税制」実施に至る中国地方財政における「分権化」の評価が試みられる。「財政請負制」による地方「分権化」が行われた背景とその展開過程が整理され、封建社会から資本主義社会への過渡期に、イギリス、フランスなど多くの先進資本主義国で実施されていた「徴税請負制」と中国の「財政請負制」との比較を通して、地方政府が請負主体である中国の「財政請負制」の特徴が明らかにされる。さらに、「分税制」改革以降の国家財政収入の推移と中央・地方間の財政収入関係の変化を捉えながら、「分税制」改革の意義と限界が指摘される。

第4章では、天津市で行った実態調査に基づき、地方財政の現状が明らかにされる。中央と地方政府間の「政治的危機」を回避するべく、「分税制」改革は「漸進的」方式が採用されたため、スムーズに導入されたように見えるが、天津市における各級地方政府間の「分税」過程のケース・スタディを通して、地方政府間の税収配分は依然として企業従属関係に基づき行われていること、県および郷鎮地方政府の財政基盤は弱いこと、徴税システムは不透明性、地方政府の行政水準は低いこ

となど改革の不徹底性という「分税制」の課題が浮き彫りにされる。

第5章では、中国財政改革をめぐる中国財政理論学界での議論を手懸りに、支出面からみた移行期における中国財政の機能転換が検討される。まず、「国家分配論」と「公共財政論」の相違が比較検討され、中国において、事務配分の規範化が軽視されてきた歴史的・制度的根源がそれを正当化してきた財政理論との関わりで探究される。さらに、改革・開放以降の財政支出構造に見られる変化、改革の理念と現実の乖離を中心に、市場経済移行期の中国における政府機能転換の課題が検討され、「社会主義市場経済」というシステムの財政問題が解明される。

第6章では、現代中国の直面している租税国家への転換に伴う近代的地方財政の確立、政府間財政関係の規範化といった課題と方向性について、日本と中国の地方財政を比較検討することで明らかにされる。現在中国の地方財政は、政府間税源配分、責任分担を決める一貫した理論的・法的基準を欠いていることが最大の問題であり、問題の多くは、体制移行期に生じた過渡的なものであるとされる。規範的制度とその執行を監督する法律、行政機構の確立、また、改革の進展とともに、政府と企業の分離、年金・社会保障制度の整備、納税意識の向上などが展開されていくにつれて、中国の地方財政における混乱は収束に向かうものと予想されるとし、中国地方財政発展の展望が述べられる。

補章では、現代中国の租税システムの中で、地方税とされている個人所得税を取上げ、その形成の歴史的経緯と現状を概観し、徴税システム、納税者意識、地方税への帰属問題など、個人所得税の徴収に伴って発生しているいくつかの問題点について若干の検討が加えられる。そして、個人所得税の考察を通して、現代中国の地方財政の強化を図る上で、税制、税務行政の近代化が不可欠であることが改めて指摘される。

論文審査の結果の要旨

本論文は、改革・開放以後の中国地方財政の変容過程に焦点を当て、丹念な一次資料の収集と地道な実態調査を通じて、とりわけ天津市の詳細なケース・スタディに基づいて、中国地方財政近代化の現段階における特徴と課題を分析するとともに、その発展過程における特殊的性格と普遍的性格を明らかにしたものであり、今後の中国地方財政研究の共通の基盤になる知見を得たことは、本論文の基本的特徴であり、貴重な学術的貢献である。

本論文において高く評価されるべきは、次の諸点に要約される。

第1に、従来の中国地方財政研究が公開された財政統計が少ないこともあって、中央政府と地方政府の関係を扱う場合でも、中央政府と省政府の関係のみが論じられがちであったのに対して、本論文では従来不明な点が多いとされてきた省レベル以下（区・県、郷鎮）地方政府の財政および政府間財政関係について、天津市のケースを通じてはじめて詳細にかつリアルにその実態を明らかにしたことである。

第2に、現代中国の地方財政と終戦直後の日本の地方財政に多くの共通する問題点を見出すことができるとし、戦後日本の地方財政に大きな影響を与えたシャウプ勧告という財政制度全般についてのまとまった見解を評価の基軸におくことで、現代中国の地方財政および租税制度の近代化を論じ、中国地方財政の事務配分や税源配分における不明確性と複雑性が明らかにされ、政府間財政関係の規範化過程における過渡的性格を見出したことである。今後の中国地方財政の近代化において政府間財政関係や責任分担における理論的・法的基準の確立が重要であることを示唆しており興味深い。

第3に、改革・開放以後の中国で実施期間が一番長かった「財政請負制」による地方「分権化」に焦点をあて、その導入が、中央・地方間の財政関係は新たな対立を生み出したことを天津市における地方財政管理体制の変遷を分析し実証的に明らかにし、従来から指摘されてきた中央政府の集権化主義と地方政府の分散化主義との対抗関係に規定されて政府間財政関係が推移するという基本的傾向は、改革・開放後の地方への権限移譲を中心とした改革によっても変化していないという事実を再確認したことは、「分税制」改革等の意義と限界を解明したことにもなり、貴重な学術的貢献である。

第4に、中国における国家財政の役割に関する論争を紹介整理しつつ市場経済システムと公有制を同時に維持しようとする中国では、支出面においては「公共財政」型財政へと転換しつつあるが、収入面における財政当局の行動は、「国家分配論」の収入重視の影響が強く残っている現状を摘出し、改革の理念と現実の乖離と市場経済移行期における政府機能との関連とふまえて、「社会主義市場経済」の財政問題の1つの根源を示唆した点は、理論的にも政策的にも興味深く、今後の財政研究への問題提起にもなっている。

第5に、地方財政力の推移を検討し、改革・開放政策下における中国経済の文脈の中で、「分税制」改革に至る地方財政管理制度改革が不徹底に終わった原因が、徴税システムの不透明性や県および郷鎮政府の財政基盤の脆弱性等にあることを解明し、改革の理念が実現するための条件を明らかにした点は、貴重な学術的貢献として、高く評価できる。

以上のように本論文の学術的貢献は多大なものがあるが、残された課題も少なくない。

第1に、天津市のケースは、中国でも、最も豊かな都市地域の財政問題であり、実態調査の結果は興味深いものではあるが、貧困地域や農村財政にも独自の課題があることが推察されることがからしても、本論文の研究結果がどこまで一般性を持ちえるのかという問題は残る。貧困問題を抱えた地域の分析を加える必要があろう。第2に、一種の政府間財政調整の手段として市町村合併によって財政基盤を確立しようとする動きについても注意を払う必要があろう。第3に、シャウプ勧告を基準にして中国地方財政を比較分析し、その発展段階や方向性を論ずることの意義と限界についてである。中国の特殊事情に加えて、税制の標準モデルの変化についても留意しなければならない。第4に、財政請負制の効果や機能の分析については、たとえばプリンシパル－エージェントのモデルを適用するなど、分析手法を多様化させることでより突っ込んだ分析を行なうことができる可能性があり、検討されるべきであろう。

しかし、以上のような残された課題は今後の研究全般の進展に待つ部分も多く、地方財政に関する徹底した地域調査によって明らかにされた実態、またその結果を踏まえて近代財政理論と地方財政政策論を基準に解明した中国地方財政の特質と発展段階の性格に関して得られた本論文の成果を何ら損なうものではない。

よって、本論文は博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成14年2月21日、論文内容と、それに関連した試問を行なった結果、合格と認めた。